

令和3年度岡山県津山市介護サービス事業所集団指導

2時間以上3時間未満の サービス利用時の算定について

対象：通所系サービス

津山市環境福祉部高齢介護課

2時間以上3時間未満のサービス利用時の算定について

▼2時間以上3時間未満の利用は通常の3時間以上サービスを利用する場合と取扱いが異なります！

【2時間以上3時間未満の通所介護等を行う場合の取扱い】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、イ(2)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

➡ **心身の状況、その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者**

【ポイント】

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合長時間のサービス利用が困難であることについて地域密着型通所介護計画への位置づけが必要

- 病院受診など用事により利用者の都合でサービス利用が2時間以上3時間未満になった場合は報酬を算定不可。
- 地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当でなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものである。

【所要時間による区分の取扱い】

当日の利用者心身の状況から、計画よりもやむを得ず短くなった場合は地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定できる。

【令和3年度報酬改定Q & A(vol.3)問26③】

サービス提供時間を短縮した場合の所要時間区分の考え方について具体例が示されている。

当日サービス途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合、心身の状況から、計画よりもやむを得ず短くなった場合として地域密着型通所介護計画を変更のうえ、2時間以上3時間未満の単位数を算定できる。

***この取扱いは令和3年4月1日より適用されています。**

(なお認知症対応型通所介護事業者においては地域密着型を認知症対応型に読み替える)